

第3回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成29年6月23日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成29年6月23日（金）午後0時48分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 5番 光成 良充君
8番 治徳 義明君 9番 原田 素代君 16番 下山 哲司君
17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主 査 日下 治樹君
主 任 細川 伸也君
- 7 協議事項 1) 政務活動費について
2) 議会報告会について
3) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第3回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

これ、副委員長の挨拶もらようたん。

○副委員長（治徳義明君） いやいや。

○委員長（下山哲司君） もらってない。

○副委員長（治徳義明君） どっちでもいい。してはなかった。

○委員長（下山哲司君） してはなかったん。今まで。

○副委員長（治徳義明君） してはなかった。

○委員（原田素代君） 委員長が挨拶。

○委員（実盛祥五君） 委員長が挨拶じゃ。

○委員長（下山哲司君） 委員長が座長だから。そうしよったん今まで。

○副委員長（治徳義明君） 暫時休憩でお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） 暫時休憩します。

午前10時0分 休憩

午前10時1分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

それでは、開会に先立ちまして私から一言お願いを申し上げます。

先般、第2回でいろいろの案件を御意見をいただきました。それについて、資料をつくっていただいておりますので、その資料について確認と本日の決定をいただきたいんですが、本日は決定には至らないと思うん。この前言ったように3回目のときに最終決定ということで、きょうは、この前の意見を最終的にどういうふうにするかということ、皆さん御協議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

まず、第1に政務活動費についてを議題といたします。

先般の2回の会議でいただきました、御意見を資料にまとめておりますので、これを見ていただいて、第3回に最終的にこういうふうにとこういう御意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

第2回に御意見をいただきました、まず事務所費、固定電話、携帯電話、備品、名刺、チラシ、交通費をどのように取り扱いをしていくかということで、御意見をいただけたらと思います。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） まず、事務所費についてなんですが、確認ですけれども、下から2番目のぼつのところで、政務活動との線引きに問題があるので、任期満了の日の6カ月前は政務活動費を支給できないようにしてはどうかということなんですけれども、これは事務所費に限ってということですか。でいいんですか。

○委員長（下山哲司君） この前のお話では、個々について内容が違うと思うので、個々について3点の項目にひっかかるようになれば3分の1という御意見があったと思うんです。記憶で今言うたんで、もし間違っと思ったら御指摘ください。そういうふうな話だったと思うんで。

○副議長（佐々木雄司君） 了解です。済いません。

○委員長（下山哲司君） ですから、事務所については、この前御意見があったように3分の1が適当なんじゃないのかなというふうに、私、今個人的にはそういうふうに理解をその後にしておるところでございます。

です。今御指摘があった間違ったところで3分の1が適当でないかというのは、全項目にはそういつてはないと確認しとる記憶があるんですが、事務所費については3分の1がというのが適当ではないかと、内容的には私もそういうふうに理解しておりますので、これは3分の1でということできょう決定していただければいいんじゃないかと思いますが。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 事務所費についてなんですが、その3分の1というのは、維持費やらそういう光熱費やらという、事務所の経費と言えるものが総額に対する3分の1というふうに理解されていますか。

○委員長（下山哲司君） この前も言ったように自宅はだめと。それから、自宅、私有地内にある自分のものはだめと。

そういうことは確認しましたので、そうすれば別にかけ離れたものですから、建物も水も電気も一つをひっくるめたものを3分の1というふうに理解しとんですが。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） どんなでしょうか。よろしいですか。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。確認なんですけれども、例えば複合機なんかも事務所費になるんですか。複合機とか要は……。

○委員（原田素代君） 印刷費の……。

○副委員長（治徳義明君） 印刷の……。

○委員長（下山哲司君） それは、また別。

○副委員長（治徳義明君） 別ですか。

○委員長（下山哲司君） 事務所は事務所です。

○副委員長（治徳義明君） でしたら、済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 例えば、水道代、毎月12カ月払っていくんですけども、1回のやつに対して3分の1なのか、例えばよくあるケースが12カ月あるけど私は6カ月しか政務活動に出していないので、例えば請求書を紛失するだとかそういうことがあるので、3カ月分しか出していないので、これ100%もらいますみたいなのは。

○委員長（下山哲司君） それは、だめです。

○副委員長（治徳義明君） それは、だめ。1回に対して3分の1という理解。

○委員長（下山哲司君） 私の理解は、もう出てきたものの3分の1というふうに理解しとんですが、どんなでしょうか。

○副委員長（治徳義明君） 確認でした。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

それでは、事務所については……。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済いません。3分の1ということで話が進んでいるんですけども、3分の1の根拠というのは、私はっきりとわからないんですよ。というのが、3分の1ということでこの委員会でオーケーしましょうということになって、その後に住民監査請求があって、最悪の場合住民訴訟が起きて、じゃあ政務活動費の返還請求訴訟が起きたというときに、じゃあ3分の1の根拠は何ですかといったときに、委員会で決めたからですと。

○委員長（下山哲司君） いや、よろしいですか。2回目の会議のときに、その根拠は言うたと思うんですが。

○委員（佐藤 武君） 言われましたかね。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐藤 武君） それで、資料にもあるように、判例が載ってますよね。参考として。これ、参考どころじゃない。これが一番優先すると私は思うんですけども。やっぱり、判例を重視して決めないと、なかなか説明ができんような気がするんですけど。

○委員長（下山哲司君） 判例よりもっと進んだ御意見だったというふうに私は思って、局長のほうから、内容的にはなんだったらもう1回確認しましょうか。局長の調べた資料の中にもそういう提案を委員長としてはいただいとんで。

○委員（佐藤 武君） そうなんですか。委員会で説明ありましたっけ。

○委員長（下山哲司君） はい。あの……。

○委員（佐藤 武君） 前は局長は欠席……。

○委員長（下山哲司君） 内容的にはお話ししました。

○委員（佐藤 武君） 委員長がお話をされたんですね。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐藤 武君） そうでしたっけ。ちょっと済いません。私、忘れとるかもしれんですけど。

○委員長（下山哲司君） 私が話したな。要するに、政務活動と政治活動と後援活動と3つにとられるということで、その3つのうちに政務活動になるのは1つしかないから3分の1という話をさせていただいた記憶でおるんですけど。

ですから、ここで決めたからじゃなしに、決める前の前提を今皆さんに御相談しょんで、ここで決めたからという理由には今後なりませんから、この辺の理解だけはしといてください。ここで決めたからというても、決める前には皆さんにこうやって御相談して、例を示して皆さんで協議して決めることですから、その辺のここで決めたことは、ほかのここに参加していない議員さんにも協力をいただかなければならないので、その辺だけはしっかり認識をお願いしたいというふうに思います。

前回の御意見をここに載せとんですが、足らんところがあれば、またきょう言っていたければ十分だと思いますので、まだきょう最終決定ではございませんので。そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

この前のお話からいけば、事務所費は3分の1が妥当であろうというふうに私も帰って考えてみまして、そういうふうに思いました。全くゼロというわけにはいかないと思いますので、持つとられる方、持つておられない方がおられましたが、そういうふうに私は帰って理解いたしました。きょう決めるのは皆さんの御意見で決めるわけですから、私が言うたからそれが決まりだという話ではありませんで、私は個人的にはそう思いました。

○委員（佐藤 武君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済いません。決して反論しとるわけじゃないんですけども、個人的意見ですと委員長今言われたんだけど、個人的意見ではだめだと思うんですよ。

○委員長（下山哲司君） ですから、皆さんに順番に聞きますから。

○委員（原田素代君） 委員長、一応意見を最後まで聞いたほうがいい。

○委員（佐藤 武君） だから、この議会基本条例の特別委員会で決定したことを、まずほかの議員さんにも守っていただくという前提で決めないといけないと思うんですよ。そうなるのと、やっぱりどなたが聞いても理解できる説明をしないといけないわけですから、だからそこら辺で何を根拠にするか、今、3分の1ということで議員活動、政務活動、後援会活動と言われたんですけども、そこら辺が私はそういう皆さんの御意見はいただくということなんですけれども。

○副委員長（治徳義明君） こう思うという意見を言っていたら。

○委員長（下山哲司君） 言っていたら結構です。

○副委員長（治徳義明君） 3分の1は何でいけんと思うかという意見を。

○委員（佐藤 武君） まず、事務所費で御自身の所有物の事務所とかというのがありますよね。賃貸契約を結んでいるケースもあるし。それ全部が3分の1ということじゃないですよ。

○委員長（下山哲司君） 自宅はこの前も言うたように……。

○委員（佐藤 武君） だめですよ。

○委員長（下山哲司君） 見ていただいたら、2行目にございますが。一切だめということで、その意見は前回確定しとるというふうに私は認識しとる。よろしいですか。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） 順番にお聞きしようと思うんで、決定するときには。時間が少々かかるかもしれませんが、そういうことで。佐藤委員は今の3分の1で御理解いただけました。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員は、オブザーバーなんですけど、一応御意見をお聞き……。

○副議長（佐々木雄司君） はい、問題ないと思います。それでいいと思います。

○委員長（下山哲司君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 1個わかんないのが、別棟については三角。三角というのはどういうふうに理解をすればいいんですか。

○委員長（下山哲司君） テレビやこうでようやりよった別棟であれば、持ち主が違った場合、自分ではだめ、奥さんではだめ、子供ではだめと別の登記ができますからね、別棟なら。そうしとけばいいんかというような対象になると思うんです。

○委員（光成良充君） 持ち主によって変わる。

○委員長（下山哲司君） これも再度、もう1回確認をしなきゃならない部分だというふうには思っとる。で決定できなかつたということで、前回。

○委員（実盛祥五君） 法人化したらだめよという。

○委員長（下山哲司君） いや、そういう意味じゃなしに、テレビで問題になつとんのは法人化しとっても自分の、同じ人間が法人化した名前じゃから。

○委員（実盛祥五君） ああ。

○委員長（下山哲司君） だから、その辺を自分もだめ、妻もだめ、子供もだめとはっきりここで決めてしまえば、それはすっきりペケになるんですけど。その辺があるんで三角に。

はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 恐らく先ほど佐藤委員が言われた判例でいえば2分の1なのかもしれない、現時点の判例は恐らく2分の1が多いんだろうと思うんですけども、現実的にはさ

つき委員長言われました、政務、議会、私用を考えていけば、恐らく3分の1が妥当なんだろうと思います。これでいいと思います。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（実盛祥五君） 3分の1でよろしいよ。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） それでは、事務所費、単独については3分の1ということで決定でよろしいですか。それでは、そういうことで、まとめさせていただきます。

それから、固定電話の件なんですが……。

○委員（原田素代君） ちょっと待ってください。その他のところの取り扱いも確認しといたほうが。四角の囲みの中。一番下。申請方式とか、選挙期間とか、準備期間とか、実績の確認とか。

○委員長（下山哲司君） 固定電話も携帯もこの前話が出ておりますので、それでは固定電話と携帯電話を一緒に話させていただいていいですか。

○委員（原田素代君） いやいや。事務所費のこの……。

○委員長（下山哲司君） ですから、この前の……。

○委員（原田素代君） 一緒にするんですか。

○委員長（下山哲司君） 話の中で携帯電話を2つ持っておられる方とかという話が出ていますので……。

○委員（原田素代君） 一緒にするっていうんならいいですよ。

○委員長（下山哲司君） ですから、申請方式というのはその部分に係ってくるんだと思うんで、その話をさせていただく中で出させていたどうかと思うんですけど、よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） それでは、固定電話と携帯電話、電話ということで一緒にやらせていただきます。この前もお話がいろいろ出ったんですが、携帯電話の場合、2つも3つも持っておられる方がおられて、これは政務活動にしか使わんのじゃとこういうことの例があるということをお示ししたと思うんですが、その中で今原田委員が申されましたように申請をして固定電話はこれ、携帯電話はこれという申請していただいた中の何%かという案分にしたらどうかと思いますが、皆さんの意見を、じゃあ原田委員のほうから、今度は。

○委員（原田素代君） 固定電話と携帯電話。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） ちょっと保留にします。判断に今迷っています。

○委員長（下山哲司君） それでは、もう1つついでに選挙期間とかその準備期間とか、使用実績が確認できないのとかいう例がこの前ありますので、それも含めてもう一緒に意見をいただければいいと思います。

○委員（原田素代君） 原田です。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 事務所費の下の欄にあるその他の黒丸3つは、大変踏み込んでいいと思います。問題はその真ん中の選挙期間と準備期間の取り扱いということですが、上の段にありますように任期満了の日の6カ月前ということで区切って、一応その処理については選挙事務所に切りかえるという前提の中で政務活動費を取得するというのは、筋が通っているのではないかと思います。

だから、その他の黒ポツの3つは、事務所費については大変踏み込んでいいことだと思います。事前に申請をして、こういうところですよという説明を申し出をしてもらうというようなことですね。あと、使用実績もちゃんと申し出をしてもらう。これは、ぜひ進めていただければいいことです。電話についてはちょっとわかりません。

○副議長（佐々木雄司君） 原田さん、どの資料で今言ってもろうた。

○委員長（下山哲司君） 表紙のこの……。

○副議長（佐々木雄司君） この資料、これね、A4の資料。了解です。

○委員（原田素代君） きょうの資料です。

○委員長（下山哲司君） きょうの資料です。真ん中辺のとこと、一番下のとこと。原田委員が言われたの。

実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 携帯は1台よ。3台はだめよ。

○委員長（下山哲司君） それじゃから、それは……。

○委員（原田素代君） パーセント……。

○委員（実盛祥五君） 使用実績やこう局へ言うたら1年分送ってくるからな。もらやええんじゃが。皆送ってくるから、1年分使用料。

○委員長（下山哲司君） そういう意味の使用実績じゃあないと思うんで。きちっと領収書をいただいたもの……。

○委員（実盛祥五君） それは1年分をくれるよ。NTT……。

○委員長（下山哲司君） だから、例えて言えば私の場合……。

○委員（実盛祥五君） 毎月送ってきよんのがなくなったら、1年分を送れというたら送ってくれるんじゃから、もらやいいんじゃが。

○委員長（下山哲司君） 支払い証明書をいただく……。

○委員（実盛祥五君） そうよ。領収書を送って。出るんじゃから、もらやええんじゃから。

○委員長（下山哲司君） きちっと1年分、NTTがしてもらえるんで。

○委員（実盛祥五君） そうそう。そういうことです。

○委員長（下山哲司君） その中の今は私は2分の1にしとんですけど、だからそういう考え方で言っていただければいいと思う。

○委員（実盛祥五君） もらえるんじゃからもろうて。

○委員長（下山哲司君） それで、携帯、固定は1台ずつ申請方式でいうことでよろしいんですか。

○委員（原田素代君） 両方とも案分当てるんで……。

○委員（実盛祥五君） 携帯の3台はいけん。それは3台や4台は。

○委員長（下山哲司君） それはもう問題にならんと思うんですが、今、問題になっているのは、この番号とこの番号を使いますという申請方式にするかというお話をお聞きしたいんで。それと選挙期間中の6カ月は4年に1回ですから、もう必ずだめと。それから、使用実績はきちっと電話会社の支払い証明書ももらっていただくと。これ有料になりますけど、金額は知れとりますのでそういうふうにしていただくということで。それ以上は無理だと思いますので。それで、今までは2分の1でいっているんですが、今後はどうするか。そういう御意見をいただければと思います。

治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 要は、申請してその電話以外は政務活動費として請求しないという……。

○委員長（下山哲司君） そうそう。

○副委員長（治徳義明君） そういう意味合いですよ。それは、やっぱり律する面でいえばいいんじゃないでしょうか。すばらしい考え方じゃろうと思います。案分については僕もちょっと判断が難しいんですけど、さっき事務所費で政務活動、議会活動、私用を3分の1じゃという根拠を事務所費でそういう根拠を出すのであれば、こっちも3分の1にせざるを得んかなという、現実はまだ別として、皆さんの意見を聞いてもう一遍判断します。済いません。

○委員（佐藤 武君） それは、固定電話ですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長済いません。

○委員長（下山哲司君） はい。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員会なんで。挙手の上、マイク……。

○委員長（下山哲司君） はい。

それでは、光成委員。

○委員（光成良充君） 携帯はそれで議員活動とか政務活動で使うのはわかるんですけど、固定っていうのが今ほとんど使っていないような感じじゃないですか、もう今の時代って。政務活動なんかで使うというても携帯しか使っていないような形なんで、固定は外してもいいのかなと

僕は思うんです。家にかかってくるものがほとんどないので。

○委員長（下山哲司君） 田舎の人は携帯で来ん。

○委員（光成良充君） だから、入れといて僕はもう固定はないから出しませんよっていう形でもいいんですよ、これは。個人の自由ですから。

○委員長（下山哲司君） 自由。

○委員（光成良充君） 案分率にしても、さっき治徳さんが言われたような形で、事務所費と同じような形で案分を合わせたほうがいいと思うんです。やっぱり。向こうが3分の1でこっちは2分の1っていう根拠というのができないような形になってくるんで、僕は3分の1でいいかなとは思いますが。

○委員長（下山哲司君） では、光成委員の御意見としては、固定も携帯も3分の1でとこういうことで。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） はっきり言ってよくわかりません。わからないんですけども、それこそ資料によると高裁判決、やっぱり3分の1ですよ。だから、3分の1でいいのかなと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私は、先ほどから出ております政務活動費で使用する電話番号、固定電話と携帯電話を申請したらいいんじゃないかということについては賛成です。

ただし、現行ホームページに自宅固定電話はもう既に掲載されております。なんで、もう既に申請は済んでいるのかなと、それを根拠に政務活動費を連絡用として登録して公にしているところが政務活動費として使える根拠になるのかなと。それ専用の連絡先なのかなという話になりましたら、自宅として個人用にかかってくるものもあるというところで案分率という話になるんでしょうけども。そういう話になりましたら、50%でもいいのかなと。というのは市のほうでホームページにちゃんと公表しているものだからということです。

同じ感覚で携帯電話を見たときに、携帯電話は公表していないですよ。公表していないのに政務活動費として使っているというところに、携帯電話が今主になっているんだけど、知ってる人しか知らないものに対して、連絡用だから、どこでも便利だからということで政務活動に使わせてもらっているっていうのは、意味合いが変わってくるのかなと思ったりします。ですから、申請するという意味になりましたら、携帯電話のほうもこれ政務活動費として使用するのでありましたら、ホームページにやっぱり連絡先として公表するという必要なんだろうなというふうに思ったりします。

案分率に関しても、そうなったら同じように固定電話と50%という形がいいのかなと。それは複数台持っていたにしましても、そうするのでもいいんじゃないかなというふうに思ったりし

ますけど。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 携帯電話というスマホも入るんですね、今の御時世ですから。そうすると使用量というのが、いわゆる通話以外のボリュームってすごく大きいと思うんですよ。ゲームを何時間もするとは思いませんが、スマホ機能というのは通話以外がすごく高くなっている。使用実績、通話だけの使用実績を取り寄せてどうのっていう、そこまで念の入ったことをすればいいんでしょうけど。

今は佐々木さんの説明は非常に説得力があって、公開しているのだからということでいえばそうだろうし。ただ、携帯電話というのはすごく、3分の1負担してもらったら随分楽だろうなって、きっとスマホいっぱい使ってる人は。私は持っていないけど、思うんだけど。スマホも含まれて当然今後は考えるんだろうけど、その半分とか3分の1っていうのは本当に適当なのかどうかというのが、私も使っていないのも含めて判断ができない。

ただ、固定については私もホームページにアップしてますから、それについての3分の1でもいいのかと思います。スマホも入ることについてはちょっと迷います。どうでしょうか。皆さんで最終的には決めたらいいと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） 一応一回りしたのでまとめさせていただいていいですか。今の皆さんのお話を聞けば、申請方式にして、3分の1が妥当ではないかというふうにお聞きできるんですが。

佐々木委員、どんなでしょうか。

○副議長（佐々木雄司君） 皆さんというか、多数決の中でそういった声が多ければそうだと思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、佐々木委員もいろいろ御意見いただきましたが、とりあえず今の状況下の中では固定電話の申請、携帯電話の申請、1台ずつしていただいて、その費用の3分の1ということで、一応決定させていただいてよろしいですか。

○委員（原田素代君） いやいやいや。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 少数意見を附帯していただいて、全体で決議するときに判断していただきたい。さっきの判断について。お願いします。

○委員長（下山哲司君） 原田委員の先ほど申されましたスマホで電話機能以外を使用されるのは、インターネットを御利用されとる方もおられると思うので、その辺は調査に利用されとるということもあるんじゃないかと思しますので、線引きが難しいと思うんです。ですから、それは議員の皆さんのここから先は使われとる人、使われてない人がおられますので、常識の範囲でお願いするということをつけ加えて決定ということはどうでしょうか。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） もしそうするのであれば、今言われたスマホは携帯電話でないというのであれば……。

○委員（原田素代君） いや……。

○副委員長（治徳義明君） そういう概念があるのであれば、きちっと明確に今度つくるやつにも、スマホというのを入れてもらわないとまた曖昧なことになってしまうんじゃないでしょうか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今委員長が言ってるように、本人の自覚云々というところでくくったらどうかという提案だったわけで……。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員（原田素代君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 本人の自覚云々であれば、もともとこの市議会でこういった自主規制をする必要なしに……。

○委員（原田素代君） いやいや。

○副委員長（治徳義明君） 個人に任せとけばいい話なので、ある程度曖昧なところは極力外してもらえたら。もし、本人の自覚であれば、政務活動というのはもともとそういうものなので、私は100%で固定電話は一切政務活動以外には使ってませんと言われれば100%出しても、恐らく判例でもそうなるのではないかと思うんですけど、それではいけんからという話なので、少し曖昧さを排除してもらえたら個人的にはありがたいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 今、そうですね、附帯意見とかという話で最終決定の場で決めていただきたいという意見もあったんですけど、確認なんですけれども、ここで案をつくって最終決定はどこの場で決めるんですか。

○委員長（下山哲司君） それは、一応ここで基本条例として決めたら、こういうふうに決めましたということで全協の席で議長が報告して、私も含めて報告しまして、それで皆さんに御理解をいただいて御協力をお願いするというまでしかないんです、権限は。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） あくまで御協力をお願いするという形なんですね。

○委員長（下山哲司君） そうです。

○委員（佐藤 武君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） ですから、先ほど申し上げたように普通の携帯を使われとる人とス

スマホを使われとる人がおられますので、その辺をほんならこっちにというくくりをつくってしまうことは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういう案ではどうでしょうかという。私の案ですから、いやこうしたほうがいいんじゃないかと皆さんが言われれば、そのようにいたします。できるだけ皆さんに御理解がいただきやすいようにくくっていったほうがいいんじゃないかというふうには思っておるんで。それより先にまず、市民の方々に指摘されないような内容にしとかなければ、ここで基本条例としてやった意味がないので、その辺も御理解をいただきたい。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済いません。そういう意味で、委員会の中で私はこういうふうにまとめたんだけど私の考えが違うんだというようなことを、やっぱり言わないようにしないとけないという認識を持つてるんですけども。そういう認識をぜひとも持っていただくように。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員言われますように、それはもうないように全協の席で皆さんとまたきちっと話し合いをして、議長、座長にさせていただいて、やっていただいて、皆さんにきょうここで決めたことが最終的に御理解いただけるように努力せにゃいけんなと思います。

今まででも、決まったことがあっても守っていただけてないというのが多々あるんで、それを皆さんと一緒に守ろうという意識を持ってもらうようにしなきゃならないんじゃないかなというふうに私は考えております。

そういうところで、どんなでしょうか。

○委員（原田素代君） はい、いいですよ。

○委員長（下山哲司君） 今の件については、利用される方が2通りあるわけですから、最低限のくくりでいて、その先のスマホのあれについては御本人がしっかりと精査していただければいいんだというふうに思いますので。そこから先が、本当に難しいんじゃないかと思うんですけど、皆さんの横で話ししながらやられるのを見とって、結構そういう調べ物とか何か使われるんで、それを否定するというわけにはいかんと思う。私は簡単なのしかやらんから、そんな高額のお金の要るのはやらない、最低限のしかやってないですから。

○委員（原田素代君） ごめん。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 追加で言うけど、要するに自分らのパソコンで、当然そういう作業をするわけです。スマホでやらない場合は。同じことをしてるけど、インターネットの経費は請求しませんから、だからスマホでやれば経費は請求できるわけですね。3分の1。調べ物っておっしゃるけれど。いいですよ。いいんですけど、そういう解釈もあるので、そこは3分の1ぐらいなら納得してもらえるかなというところで。そのぐらいの含みはあります。

○委員長（下山哲司君） 今の一番問題点は、2分の1か3分の1かだと思う。一番問題点

は。

○委員（原田素代君） うん。

○委員長（下山哲司君） その先に種類の違う分をどうするかと。家でインターネットで自宅でしょうられる人もおるし、まだ出先では出先でスマホ、タブレットを使ってしとられる人もおられるんで……。

○委員（原田素代君） スマホは対象になってというのは、別に……。

○委員長（下山哲司君） だから、35万円というお金をどっちに重点を置いて使われるかというのは、35万円を許された範囲で法的に問題がなければ、重複して使ったからといって問題ないと思う。家に帰らにゃいけんというわけじゃないんですから。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） わかります。御理解いただけます、言ようの意味が。

○委員（原田素代君） これ以上言いません。

○副委員長（治徳義明君） 済んません。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） さっき固定電話1台、携帯電話1台、申請みたいな形でしたよね、さっきの話では。固定電話1台、携帯電話1台。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか、1つ言わせていただいて、その前に。私の例ですけど、固定電話でインターネット一緒につないでますので。そうそう、固定電話とあれがセットになるんですよ、登録が。ですから、切り離すわけにいかんのんで。今までは2分の1にさせてもらったんですが、固定電話とセットじゃから。だから、今度は3分の1に決まれば、3分の1のあれにしなきゃいけないというふうに今思っとなんですが。だから、固定電話というのが、そういう役目をしょうるもんですから、固定電話がのうなったら全部のうなるというんで。

○副委員長（治徳義明君） そりゃそうじゃ。

○委員長（下山哲司君） そういうに理解をいただきたい。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 僕もよくわからないので確認したかったのが、申請方式という、固定電話1台、携帯なりを通信機器として申請すると。タブレットも通信機器ですよ。タブレットを持たれとる議員さん、結構、タブレットも構わない。じゃから3台になっても構わない。その辺どんなんかな。要はスマホとタブレットを持たれとる議員、光成さん持たれてますよね。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（下山哲司君） いろいろ式があって、携帯とセットのタブレットもあるんでしょ。

○委員（光成良充君） はい。

○副委員長（治徳義明君） ああ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、そういうことになっとなで、タブレット自体単独の人もおられるし、またそれはいろいろだから。

○副委員長（治徳義明君） それは、済いません。要は、申請の中で規制はしないという話で理解してええんですか。要は、さっき実盛さん言われた、携帯電話を2台登録はまずいんじゃないかというみたいなことにはならないということで理解してもいいんですか。どんなんですか。わからないんで。

○委員長（下山哲司君） ですから、家のインターネットもタブレットも同じ利用の仕方なら同じ条件でしょ。だから、それが両方1台ずつとみなすんなら1台しかできんし。だから、携帯とセットの分だったら切り離せんからね。光成さん、そうでしょ。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（下山哲司君） だから、僕の家固定電話と同じなんで。単独のタブレットだけ別にとというのは家のインターネットがない場合はいいですけど。だから、さっきの2台はだめのほうにひっかかる。その辺は、本人が常識で考えて、携帯とセットのものを分けということはできんのじゃし。家にインターネットを置いて、持ち歩きのインターネットですから、タブレットは。だから、2台ということになれば、どちらか1台にしてもらわにゃいけん。そういう論法になるんじゃないかというふうに思いますけど。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 多分、御本人の常識の範囲という形でお任せするのではなくて、見解を示したほうがいい内容だと感じます。

一つ言いましたら、タブレットは設置型ではなくて、要するにモバイルで持ち歩きができるものです。スマホも同じものです。例えば、自宅のほうに設置しているインターネットの環境がないと、モバイルでタブレットでそのかわりをしていて。だから、それは自宅用として認めますとした場合、そのタブレットを持って外に行くこともできるのに、スマホの部分でも経費の計上をするんですかという話になったら、二重の計上になります。だから、その場合はどうするのかというところを御本人に委ねるのではなくて、見解を出すために1回事務局のほうに預けて、どういう事例があるのかというところを出していただいて、次回に持ち越したらどうでしょうか、この話は。

○委員長（下山哲司君） それでは、今の台数の件と利用状況の件に関しては、再度事務局に調査していただいて、次の4回目のときにはっきりできるようにしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 一つだけ確認をお願いしておきたいのは、要するに携帯でも2つあ

るのが1台ですから、そういう観点だけは御理解をいただいて、便利がいいから2台使うんじゃないかという考え方ではないようお願いしたいと思います。

それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことを踏まえて調査をしていただきますので、よろしくをお願いします。

では、固定電話と携帯の利用料ということに関しては3分の1でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、3分の1ということで決めさせていただきます。

次に、備品。これが先ほど言われた印刷機とかというのに係ってくるんだと思いますが、これについては、いろいろ私たちが昂という会でお借りして利用したりしてしょんですが、難しいなという部分はあるんですけど、それ以外には利用しないものですから。これこそ本当にはっきりしたものは備品に関しては、それ以外に使えるものといろんな面で使えるものというふうに2つに考えを分けなければならぬんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 前回も申し上げましたように、個人の所有物になってしまうもの、購入費についてはやっぱり対象外というのは常識的な判断だと思います。だから、レンタルという方法が当然あるわけですし、議員の在任中使うものについては、在任中の活動に対する政務活動ですけど、それ以降は私的所有物になるようなものは、やっぱり購入については、一切私はいれないほうがいいと思っています。

○委員長（下山哲司君） 今、原田委員が申されました備品についてのレンタルと購入、これはもうはっきり仕分けができるんじゃないかというふうに思いますので、そのときにまた、費用の負担を今までは2分の1でやられとったんだと思うんですが、これも3分の1になるのかなというふうに私は今思っております。

順番に御意見を、佐々木委員のほうから。

○副議長（佐々木雄司君） 理論的に個人の所有物になるものは、その任期期間というものは我々4年ですから、4年以降も使えるものについては対象外にしたほうがいいというのは、そういう理論も一つあるかなと思ったりいたします。

ただし、そうなった場合に、そういう方はいらっしゃらないと思いますけども、広報紙一つ、市政報告つくるのも、例えば議会報告のほうで事務局のほうで写真撮ってくれていますけども、議会報告の中でも使う写真、自分が撮ったものを使いたいというような話になったケース、デジカメは必要になります。そのときに、じゃあどっかレンタルというのもあるんですか

ら、その場合は事務局のほうでバックアッププランとして、その理論を先行させるのであれば、事務局のほうでビデオカメラとか集音器やICレコーダーとか、議員に貸し出せるようなものをひとつ御用意していただいた上で理論を進めないと、もしない人が、いらっしゃらないとは思いますが、完全な形ということにはならないんじゃないかなというふうに思ったりいたします。

あと、案分することについては、当然私ごとで使う部分があるということはそのとおりだと思いますので、その考え方というのは私も賛成です。

ただ、先般、前回のときに私御指摘をしましたけども、街頭市政報告用の電子メガホン、こういったようなものは私的に使うものではありません。私的に使う意図がほとんどのケース見当たらないものですから、そういうものについてはアイテムとして、これについては案分ではなくて認めていただけたら議員活動の幅というのも広がるんじゃないかなというふうに思ったりしますが。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 所有物になるものは対象外ということになると非常に厳しい。政務活動費はそしたら何に使うんですか、何に使えるんですかということに……。

○委員長（下山哲司君） ちょっといいですか。意見なんで、それが確定しとるわけではないんで。例えて言えばカメラにすれば、今までは2分の1で購入できたと、適正な価格のものをという前提でお話ししていただければいいと思う。今後はどうするか。

○委員（佐藤 武君） そういう前提があるからということで、自分の意見を述べようと思ったんですが、今までパソコンについては任期中に限り1台は認めるという方針で来てますよね。そういう方針でいくのであれば、デジカメもしかり、備品については、それこそ備品というのは非常に範囲が広いんで、なかなか難しい部分はあるとは思いますが。私もまとまらない状況なんですけれども。

○委員長（下山哲司君） 一つ御理解いただきたいのは、今まであったものをここですぐすばっと全部なくするという話にはならないので。対象的に言えば、今までの2分の1を3分の1にこういう話に落ちつくんじゃないかというふうに思いますが。そういう考え方でも結構で、御意見いただければいいんですけど。

○委員（佐藤 武君） ちょっと後でいいですか。済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） レンタルであれば可っていうのがあるんですけど、パソコンをレンタルというのは、もともと個人で十何万円で購入して、個人に対してレンタル料を払うという考えをすればいいんですか。それともレンタル屋で借りたものを、パソコンを、それを払うという考えをするんですか、これは。

○委員長（下山哲司君） 今までの例でいえば、個人のものにはだめでしょ。前提です。今ま

での例でいえば。

○委員（光成良充君） 今までならパソコンを十何万円で買いました。2分の1を認めてもらいました、5万円購入費で政務活動費で落としますっていう形じゃないですか。このレンタルというのはレンタル屋で借りたものに対してレンタルという考えですよ。

○委員長（下山哲司君） そうです。一つ理解していただいとかにゃいけないのが、期間というのがありますから、その期間の中の話ですから、前に買ったものとかというのはだめですから。新しくここで領収書がきちっととれて借りたものがスタートですから。以前にリースして借りとんじゃから、継続でそれをという話はだめなんです。今までの例ではそういう案件がありました。前の残りじゃから、ええじゃねえかとかいう話があったんですが、それは皆さんの御意見はだめというのが今までの話でありましたので、例が。申し上げときます。

○委員（光成良充君） となると、パソコン、デジカメというのは完全に個人所有物になってしまいますよね、これは。となると、まるっきりバツという形になるっていう考えをすればいいのであれば、ちょっと……。

○委員（原田素代君） 一意見ですから、そんなに気にしないで。

○委員長（下山哲司君） 個人として言っただけでもいいんです。

○委員（光成良充君） となると厳しいかなというのは思っているんで、ある程度の部分を認めてあげたほうが動きやすいのかなと僕は思います。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません。先ほどからの意見では、個人の所有物になる、これに違和感が皆ある。ほんなら、本買いました。六法全書買いました。最終的に自分のものになるわけですし、この概念を持ち込むこと自体がおかしいんじゃないと思うし、パソコン、デジカメというのは政務活動にもう必須なので入れたほうがいい、案分に。先ほどメガホンという話がありましたけど、メガホンも100%政務活動に使うわけじゃなしに、議員活動に使われるので、全て案分的な考え方になるんだろうと思います。

○委員長（下山哲司君） 1つ言うのを忘れとったんですが、備品の中に消耗品が入ってます。例えて言えば、のりとかマジックとかそういうようなものも、この備品の中に入りますので、ほかに項目が設定していませんので、そういうものも含めた話をしていただきたいというふうに思います。

はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 我々は4年、4年が勝負なんでパソコン、デジカメは認めてあげて、私物というのは、やめましょう。

○委員長（下山哲司君） ちょっと、今理解できんかった。

○委員（実盛祥五君） パソコンやデジカメは4年があれば、ずっと出れるばあとは限らんのんで、私物化じゃ何じゃというのは、やめましょうという意味。政務活動費で認めてあげ

ましようというのが。お願いします。

○委員（原田素代君） 補足で。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 意見を振り回しよったようなんですけど。

パソコンやデジカメというのは汎用性が広いんです。だから、ハンドマイクは余り一個人になって使うことはめったにないので、それは特性があるんですけど。汎用性が広いのとあと必須だっていうのは逆に裏を返せば、個人はみんな買うんですよ、議員になってなくても。だから、御自分の生活費の中でパソコンは買うし、デジカメは買いかえるし、それは個人が使うこともあれば、当然議員活動でもということもあるんだけど、その仕分けというのは非常に難しいし、汎用性が高いものだから、パソコンやデジカメは御自分の私物としてお買いになったほうがいいのではないかと。

レンタルということにこだわると、議員用にこれはレンタルしましたと、家にはあります、もちろん使ってます。議員用のレンタルですという形でレンタル料を請求されるのはいいんだろうと思うんですよ。だけど、もっと私はレンタルは印刷機とかコピー機をイメージしているんです、もうちょっと金額の大きな。印刷機やコピー機になると大きなものになるので、いかなものかと。私もここは迷います。レンタルができる機材ですから、その4年間だけレンタルをされて、それで3分の1というくらいのことであれば、通常は理解は得られるのではないかとこのように思います。だから、パソコン、デジカメはもう普通の人が買われるものをわざわざ議員だけ3分の1だけもらうっていうのが、そこが気になるということなんです。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） そういう論理でいうたら、固定電話も携帯電話も何かにもがそういう論理になってしまいませんか。

○委員（原田素代君） 買わないでしょ、議員になったからって。もともと持ってるでしょ。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。2人でやられたら困る。さっきも言うたように、期間があって、ここで新しくじゃから。前持っとるとか持たない話はしないようにしていただいて。ここで議員となって持つことにおいて、スタートの時点の話だということをお願いしたいと思いますので。

私がデジカメとパソコン買うときにお聞きしたんです。賞味期限はどのくらいですかと。ということで聞いて、それから事務局に聞いて、それでしたんですけど。その当時は、パソコンについては4年間で2分の1は認められるということで確認とったから僕そうしたんですけど、その前提の中でということになれば、今度は2分の1を3分の1にするのが妥当じゃないかという話みたいになるんじゃないかと思うんです。そういう話しすれば。僕もデジカメについては、5万円ほどのものを今、10年使ってます。まだ十分使える。いつも持っとるから、小さ

いものですから、何やかんや撮りますから利用は十分、価値ある利用をしないとと思うんです。

その中で、そういうふうな実態がある中で、今までの流れからして、今後どうしたらいいかというふうな御意見がいただけたら一番いいかと。

○委員（原田素代君） いやいや。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） だから、そういう意味ですよ。今ここで見直しをかけているわけですから、今までの流れの中で見直しになります。

だから、今後新たに任期中にパソコンとデジカメを1台ずつ買いますよと、3分の1しか出ないけどというふうにするのか、もともと持っているんだからそれをもちろんお使いになればいいし、そこの仕分けって難しいし、そこで税金を3分の1入れてじゃあ4年後はずっと個人のものよねという話になっちゃうわけで。だから、パソコンやデジカメのようなもの、要するに印刷機やプリンターは別ですよ、汎用性が広くてみんな議員になる前から持ってるものに、また新たに議員になったからよし買おうと、3分の1補助があるから買おうみたいになっちゃうようなことではよくないので、これだけは対象から外したほうがいいなど。備品総体ではなくて、そういう意見で申し上げておきます。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私も原田さんがおっしゃられてることに非常に共感します。共感するんですが、だからこそ妥当性として案分のパーセンテージになるんだと思います。だから、何年後かに個人のものになるかもしれないということを、あるいは個人的に使う分もありますよねと、だから100%認めないんですと。議員活動として使う分があるので、それは何%くらいが好ましいでしょうかというところのお話なんだと思うんです。

ですから、そういう意味で案分率が3分の1がいいのか、2分の1がいいのか、それとももっと汎用性が広くて使用がよくわからないんで、証明しろと言われても証明もできないところも非常にあるので、もう1割しか認めませんというのか、どのラインが妥当なのかというところの議論が一番いいんだろうなというふうにお話を伺いいろいろしてて思いますし、私も何%がいいんですかねという話になったら、私は3分の1というよりは、やっぱり公私という感じに2つに分けるんで、携帯電話のお話もそうでしたけども、50%なのかなというふうに思ったりしますけど。

○委員長（下山哲司君） 今の話題になつとるのが、3つの政務活動と政治活動と後援会活動と3つが指摘されるようになれば、そういうふうな御理解をいただくように今後なっていくんじゃないかなと思うんで、そのなっていく方向を考えたときに、ここできちっとそういう意見を出していただいて、まとめてきちっと先にやっていくということが、この基本条例の委員会がある価値だと思うんで、そういうふうにお話いただければというふうに思います。

今、御意見いただいた中で取りまとめしますと、話がちょっと食い違ったところもあるんです

が、利用する期間が議員の活動する期間とこういうことで、新しくそこからスタートしたものが対象ですから、その中で印刷機なんかは、私たちは3人以上、最低3人以上でしとるから、3分の1ずつリース料払っても、対象になると理解して行動しとんですが、それが人数がふえればふえるほどリース料が一人頭少なくなるんですが、最低限3人以上というふうには理解してお借りしております。

だから、そういうふうに理解をしていただいて、購入とレンタル、今の御意見を聞けば、そういうレンタルに対しては、そういう考え方のレンタル、小さい金額のものであれば、4年間の期間をレンタルで十分だと思うんですが、大きい金額になれば、どっちみち大きい金額じゃあ、1人では借りられませんから、何人かでお借りするという方向にしなきゃ借りれないと思うんです。それか自分が自腹を切って払うかということになるんで。そのときもレンタルにおいても小さいものは満額でもというんですから、レンタルとしては100%として、購入としては3分の1というふうな意見に今聞こえるんですが、そういう考え方でよろしいですか。

○委員（佐藤 武君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） レンタルは100%認めるという今の解釈でいいんですか。レンタルにしても、費用の実態というのは個人的に使うケースもないとは言えないですよ。3人でレンタルをしてるんだと言いながら……。

○委員長（下山哲司君） どうぞどうぞ。

○委員（佐藤 武君） レンタルだったら100%認める、レンタルの使用目的はそしたら政務活動のみなんだという証明というか、それはなかなか難しいかなと思うんですよ。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。ちょっと言うてもいいですか。ですから、私がさっきも言うたように、3人ですれば3分の1ですから、そのあれに……。

○委員（佐藤 武君） 3人というのは、例えば3人会派をつくって、3人でレンタルをしているという理解でしょ。

○委員長（下山哲司君） はい。おかしいですか。

○委員（原田素代君） いや、いいんです。意見だから。

○委員長（下山哲司君） 意見としてはそういうふうに理解しておりますということで。

○副委員長（治徳義明君） 済んません、いいですか。

○委員長（下山哲司君） いいですよ、どうぞ、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 例外を認めるのであれば、さっき副議長さんが言われたメガホンなんかは例えばこれが3分の1、まあめったに買うもんじゃないですけど、3分の1というのはやっぱり酷なんかな思うたり、備品によって案分率を上げてあげにゃあ、少のうても2分の1くらいまで上げにゃいけんのかな。例外を認めるのであればですよ。

○委員（佐藤 武君） いや、私が言ってるのは、レンタルという……。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済みません。レンタルという使用をした場合の解釈を、今私が理解できないのでお聞きしているわけであって。

○委員長（下山哲司君） ですから、物により、内容によりとこういうことで対象になると思うんですよ。ですから、印刷機なんかは金額が大きいですが、お借りするということになれば、リースでも。ですから、1人では不可能ですよ、35万円の。だから、借りるということになれば、自費を入れて借りられるんなら、完全に金額的にそういう金額のものですから、対象が大きいから、御理解いただけます。さっき言うた小さいものだったら、3万円のものだったら、4年間借りて3万円ですから、ですが印刷機になれば何十万円を超える金額ですから、4年間。

そしたら、休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時22分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開いたします。

先ほどの続きで、購入とレンタルというところで、備品についての話をいただきました。皆様のご意見を聞くとなかなか難しいということで、備品については今までもいろんな12年間の範囲の中でありました。実質的には11年間、1年遅れで始まっておりますから。問題があつて修正をせられた方、修正せずにとられる方もおられます。じゃけど、一番理解していただくにゃ私が思えるのは、議会事務局がいい言うたからしたんじゃ言われる方がおられる。これだけは全体的にここで先に言わせていただきたいと思います、それは絶対ありませんから、事務局に聞くのは参考ですから。そのことだけ理解をしてこれからのご意見をいただきたいと思えます。事務局から出していただきよう資料、ご意見というのはあくまでも参考ですから。事務局には一切なんら責任はありませんので、責任は全議員が各自で持っていただくというのが基本でお話をお願いします。それでは備品についてどのように取りまとめをしたらよろしいでしょうか。ご意見がいろいろあるんで私も困ります。

○委員（原田素代君） 提案なんですけど、ここの備品の中にパソコン、デジカメ等としかないんで、もうちょっと広く印刷機とかプリンターとかを入れて、想定できるように。それで、例えば仕分けも必要だなという議論にもなったので、いわゆる電子メガホンのようなもの場合は3割を5割にするとか、もしくは印刷機についてもこれは3割を5割にするとか、この問題はそうですねみたいなのを幾つか案を出して、それ以外の消耗品や文具費なんていうのは対象にならないわけですから、そういうものは対象にならないということを含めて、備品というくくりの中を仕分けして詰めたほうがわかりやすいのかなと思えます。

それからもう1つ、佐藤さんのおっしゃってるレンタルの問題は、レンタルだったら100%というのはやっぱりないんだろうと思うので、レンタルも含めて物によって、例えば印刷機や

プリンターは5割とかそうでないものは3割とかっていうふうにされたらどうでしょ。

そこまで詰めないで、何か堂々めぐりのような気がしますというのが一点です。

○委員長（下山哲司君） 他にありませんか。なければ、今の御意見をまとめてということでもよろしいですか。

これも備品というんですけど、先ほど言うたように消耗品が入りつつたりして、完全に消耗品なんかは100%のものだと思いますので、そういうものはほかに金額的な大きな消耗品があればまた別ですけど、その辺の話を今まで全くしていないんです。今まで問題があったのは、備品、消耗品であったのは日にちが期間内でなかったというのがあって、レシートのあれも間違えられつつ方なんかがおられて、へえでその後は聞いてないんですけど、問題にはなっとったんですが、修正せられたんじゃないというふうに私は理解しております。だから、日にち的には4月1日から3月31日までの期間の使用がはっきりしたものがなかったらだめだということだけは御理解いただいて明記したいと思います。今までその明記がなかったんで、常識の範囲なんですけど明記がなかったんで多分そうせられたんかと。使うのはその期間に使うとんじゃないと言われたお話を聞いてみますんで、それはもうだめなんで、その辺を明記しときたいと思いますんで入れてください。

それから、今の備品と消耗品、それから購入とレンタル、この内容で機器の対象物をチェックして表にしましょうか、次の4回目までに。4回目のときに最終的に決めていただくんで、このものはこうする、拾い出しして用意しましょうか。そういうことでこの備品の件はあれしたいと思います。利用料の経緯についても100%のものもあれば3分の1のものもあるというふうに思いますので、その辺も物に合わせて4回目で決めていただくということでどんなでしょう。持ち越しになりますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、備品についてはそういうことでやらせてください。

それで、次に名刺、チラシ、交通費とありますが、名刺から行かせていただきます。

私、赤磐市議会になってから聞いたお話では、名刺は説明聞けばだめだろうというふうに、役職的に必要な名刺は議会のほうでつくっていただいとると思うんで、それ以外の名刺は個人名刺になるんでだめだというふうに私は理解しとんで、だめだというはっきり提起をしていただくということでどんなでしょう。

○委員（実盛祥五君） よろしい。

○委員長（下山哲司君） 御意見、佐々木委員のほうから順番に御意見をいただきたい。一応御意見お聞きします。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 政治活動用と議員活動用と何種類か名刺のつくり方によってはつ

くれると思うんです。議員活動のものについては、やっぱりこれは自分の議員としての仕事をするときのアイテムなんで、私はそれを申請するかしないのかというところは別にして、申請があった場合は100%認めるべきじゃないかなと思います。むしろ、政治活動とか、顔写真が入ったりプロフィールが入ったりとか、自分の経歴が入ったりとかというようなものを示す広報の部類が入ってるようなものについては、それはもう認めなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますけども。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 私も前回、大分やらさせていただいたんですが、確かに名刺の使用といますか、やっぱり選挙公約的なものを記載した名刺というのはちょっと認められないと思うんですが、ただ単純に赤磐市議会議員誰の誰べえ、何々委員会所属とかという名刺であれば当然全額認めてもいいかなと思うくらいの思いを持ってるんですが、ただそういう名刺であっても選挙期間中に絶対使わないということは言い切れないんで、百歩譲って50%は認めてもいいのかなとは思いますが。

○委員長（下山哲司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 今佐々木さんも言われたように内容によって変わってくると思うので、ひな形があれば、この形でいけば政務活動としての認められる名刺ですよっていうのもあればわかりやすいのかなとは思いますが、個人でつくられるほんまの選挙公約を入れるとか、さっき言われた、そういうのであれば対象外として、それ以外ちゃんとした政務活動として認められる内容のものであれば、数量的な問題もあると思うんですけども、それは認めてあげればいいのかと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 名刺は相手がいることなので、瞬時に判断してこの方には名刺は渡せんわみたいな政務活動費、そういうややこしい話なんで、基本的には名刺を政務活動費で使うというのはちょっと無理があるんだろう、まして100%は無理があるんだろうなどは、もし百歩譲って案分は今の話聞きまして可能かなと思いますけど、前回話は出とったみたいに、例えばここで言われたら副議長さん、公の仕事を結構されるような方には、今名刺配付されてるんですか、されてるんですか、上から、ほんなら百歩譲って3分の1案分とか、まして私は政党が入ってますので全くできませんけど、だめですけど、そんな感じです。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 今、少し役職の名刺についてお話がありましたので補足して説明をしておきますと、副議長の私、名刺のほうを議会事務局のほうからお預かりしておりますけども、その書かれ方なんですけど赤磐市議会議員の名刺ではありません。赤磐市議会の名刺です、これは。ですから、議会事務局のほうからいただいています。ですから、赤磐市議会です

し、連絡先の住所は市議会の事務局になってます。その、私は、副議長の佐々木ですという
ような書かれ方してます。それと、その個人の赤磐市議会議員佐々木雄司という自分の連絡
先、住所が書かれてるものというのは別に私は持ってます。

○委員長（下山哲司君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 名刺はどこまでええかというのを見本をこしらえて認めてあげりゃい
いと思います。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 名刺はもう不要だと思います、政務活動費の適用は。自腹でやればい
いと思います。

○委員長（下山哲司君） 御意見をお聞きする中では、私を含めて半々だろうというふうに思
いますが、一応次の委員会までにちょっと案をお示しさせていただくということでお預かりさ
せていただいていたいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことにさせていただきます。

それから、次に進みます。

チラシ、これが以前、名前出して悪いですけど、澤議員のときも私議運の委員長として御注
意をさせていただいたんですが、そのときにどういうふうに御理解いただいたんかわからん、
私は立場上議運の委員長として、持ってこられたんで、個人で言うたつもりじゃなかったん
ですが御理解がいただけなんだというふうに思うんで、当時ね、名刺も両方です。やはり私はも
うこの当時は名刺は個人が責任持って扱うもんだというふうに理解しとったものですから、だ
めです、とこう言うんですが、どうもそっから先は私はもう関知してませんので、立場上議
運の委員長としては注意は申し上げたつもりです。ですから、そっから先はそういうふう
に言わせていただいた以上は個人がしっかり自分の常識の範囲で活動していただかないと、もうだ
めだと言うととてもする人に関しては幾ら決めてもだめなんで、やっぱりその辺をわかりやす
いように今度は決めて皆さんに協議していただくというふうに今は思っとなんで、そういうふう
に御協力をいただけたらと思いますので、チラシについてはつくられてやられるのは個人の自
由ですが、政務活動費を使うということになればその辺はきちっとしたものでやっていたか
ないと金額的にもかなりのものになると思いますので、やはりそういう面を踏まえて会派のも
のであるとか、個人がやられととてもこれは内容的に言うたら全く広報の中のもっと細かく説
明をしたものを配られとる方もおられますし、これなら100%じゃなあという方もおられる
し、これはだめじゃなあというふうに見える話もある。

この前の選挙を皆さんされたときに、挨拶が載ったのはだめとかいろいろあったでしょ、注
意が、選挙の。そりゃもう、絶対だめなんですから、議員としてだめなんで、選挙として、そ
れが活動費に利用できるというのは100%ありませんから、そういう観点からよう精査してや

っていただくということで、どうしたらいいでしょうか。これもちょっと調査して資料つくりましょうか、次の4回目までに。見本じゃないですけど、わかるような中で話をせんと、ない紙をいい悪いという話にはならんので。

原田委員。

○委員（原田素代君） きょう配ってくださってる中の3枚目が広報費ということで、参考の欄に具体的にA、B、C、Dでいい場合、悪い場合って出てるので、ここに該当するかしないかでチェックをされたらいいんじゃないですか。これ以上のものは出ませんもんね。

○委員長（下山哲司君） 何枚目。

○委員（原田素代君） 3ページ、いやいやいや、このA3の事務局が用意してくれた……。

○委員長（下山哲司君） 3枚目。

○委員（原田素代君） 3ページ目の右側の参考のところ、高裁判決と岡山市議会の分のできるもの、できないものっていうことでありますから、これは一つの基準になるんだと。

○委員長（下山哲司君） 局長、この載つとる分のデータというのはいただけるんですか、見本が。

○委員（原田素代君） いや、A、B、C、Dですよ。この文言が基準。

○委員長（下山哲司君） この問題になったのは、参考にはとれんのですか、資料は。

○委員（佐藤 武君） 具体的な中身。

○委員長（下山哲司君） そうそうそうそう、とれません。

○議会事務局長（奥田吉男君） Aはこんなもの、Bはこんなもの。

○委員長（下山哲司君） うん、そうそうそうそう。

○議会事務局長（奥田吉男君） それはちょっと無理です。

○委員長（下山哲司君） 無理ですね。

○議会事務局長（奥田吉男君） 書いてある内容で理解をしていただくしか。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私は、この高裁判決というものに非常に違和感を持ちます。表現の自由といいますか、要するに内容なんだと思いますけども、この顔写真がとか名前がとかというのは紙面を構成する際のデザイン性というところもありますし、市政報告というようなものが1枚の紙、両面で終わるあるいは片面で終わるものではなくて冊子状にするような可能性もあるわけです。そうなったときに、表紙から全部文字がずっと並ぶっていうのもやっぱり読みづらいというようなところもあって、あるいは興味のない層の方々に政策あるいは市政というようなものをよりよく理解していただくために興味を持っていただくような紙面構成をする、これは広報委員会の中でもいろいろ議論をしてどうあるべきかというようなところは非常に知恵を絞っているところでもあるわけです。そういったようなところも、高裁というところ

は認めていただいてないような内容になるんで、私は非常に違和感を持ちます。

高裁が云々どうのこうのというところで、私は赤磐市議会においては個人の自主性と、そして市民に、興味のない方、興味のある方含めて市議会の状態というものをよりよく伝えていくための努力の部分、ここは認めなきゃいけないと思います。そういう判断を、高裁に反してでも我々市議会として市民重視の立場で判断をしていくというところが、私は必要なんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 関連してですけど、ここの平成22年度の判例を引いてらっしゃる意味がよくわかりませんが、これは恐らく通常のものではなくて選挙と絡めた指摘があってこういう扱いになったことだろうと思うので、選挙ポスターという言葉がたびたび出てますけど。だから、これは表現の自由やデザインの問題っていうこともありましたけど、専らその下の市議会の運用指針のほうを中心に見たらよろしいんじゃないんですか。

○委員長（下山哲司君） 先ほどからここの中よう見たら、協議していただいた部分が多々あるんだというふうに思います。これを細かくやりようと、30分や40分でおさまらんように思いますので。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 逆にこれをベースに判断してもらいますということにしたらいいんだと思います。だから、これが例えば今佐々木さんの言うように、この高裁はちょっとまずいんじゃないとか、具体的に例えばA、B、CのCがよくないとか、そういう議論をすればいいだけで、一応もうこれでよければこの岡山市議会運用指針のできるものできないもので、赤磐市もこれを準用しますというふうな報告でいいんじゃないかと思いますが。

○委員長（下山哲司君） 今現在、私たちがやらせていただいておりますのもここへ書いてあるような内容のことを基準にやらせてもらうと思うんで、一応そういうことを基準にして、次のあれに資料として、局長いいですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） いや、御意見を皆さんに聞いて……。

○委員長（下山哲司君） いやいや、じゃから今御意見を1つずつ聞きようたら30分や40分じゃ済まないので、一応……。

○議会事務局長（奥田吉男君） ここですぐ結論を出してくださいという話じゃないんで、十分協議をして、これから全協の説明に対するものにしていくという部分なんで、十分議論をしていただきゃいい。じゃから、岡山市の判例を参考にということであれば、この判例を参考に、それに対して意見を言ういただければ。

○委員長（下山哲司君） ですから、次までに見てもろうといて、4回目をというて言よんで。

○議会事務局長（奥田吉男君） それはそれで結構です。

○委員長（下山哲司君） 今度はこれをうちの資料として使うてやってもええなというて言よるん。そういうことで、このチラシについては4回目に持ち越させていただいてよろしいですか。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） その前にというか、それに加えて、前回、市政報告として位置づけるためには配布先、後援会活動なのか、政治活動なのか、それとも本当に市政報告ということで市民、一般の方、有権者に幅広く配布するものなのか、ここは明確に分けていかなきゃいけないねというような意見や議論があったように思います。そこのところも、配布先として内容が伴っていることと、配布先がその市政報告の意味に合致するもの、こういったようなところが次回持ち越しの中で議論していただけるように私はお願いをしたいなと思います。

○委員長（下山哲司君） 今佐々木委員が言われたことは、もう当然のことだというふうに私は思います。自分が関係しとる方に郵送して個々に送るのは、これは個人の後援会活動だと。広報ということに関しては、その地域全戸に配るとというのが広報だというふうに私は理解しておりますので、そういう協議は次の4回目に最終決定を交えてお話しさせていただくということでよろしいですか。次、もしあれでしたら時間をお弁当とってやらせていただいても結構なんで、最終的にしたいというふうに次は思いますので、今の議案だけは思いますので、そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことで、チラシ。

次に、交通費の件でございます。

これは今までにも11年間の間になかなかいろんな意見が出ておりまして、正式には案外お話しになってないんです、皆さん。陰で、あれはおかしいじゃろうが、あれはおかしいじゃろうがというようなお話がございましたので、今回はもうきちっと形をつくって、そういうことが出ないようにしたいと思いますので、それについてしっかり御意見をいただけたらと。

例えて言えば、一番遠いところから私が来よんですけど、そういう委員会として決定的でないものの中で通うて行動してますと、出せばかなりの金額になる、しかし行動する範囲は自分の足だと思ってるのでそういうものは一切出してませんが、そういうことをいろんな方法をせられとる方がおられるんで、やっぱりこの辺をきちっとこういうこと以外はだめですよというのをするか、それとももう固定的に、この前出とった3万円とかというような案にするか、そういう方向のお話もいいんじゃないかと思うんですが。

御意見いただければ。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） では、先に言わせていただきます。

まず、いわゆる1キロ掛け25円でしたか、政務活動費の請求ということで請求するということなんですけれども、まず委員長も言われたようにいろんなところへ動かれるということで、なかなか実態というか、メモにして残すのは非常に大変だし、その作業というのも本当になかなかできにくいという部分も考えれば、年間3万円ということになれば月にしたら3,000円もいかないわけですから、そういう支出の仕方というのも必ずしも違法性はないのかなというふうには思います。まして、その他の自治体でもそういうケースはたくさん例があるみたいなので、そういう形にしても必要最小限の交通費ということでいけば許される範囲かなとは思いますが、そういう形で金額を切って出すのもいいかなと思います。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 私もこの交通費の問題は、例えば政務活動であるA地点に行って途中で後援会長にお会いしました、ほんならどこからどこまでを政務活動、非常に難しい問題だろうと思いますので、今佐藤委員さん言われたみたいに、一律で請求できるというふうなことにしたほうがいいのかなどは思います。ただ、今佐藤委員さんはいろんな地域でやってるというふうな、議会でそういうことをやってるというふうなことでありましたけど、その辺をじっくり調べていただいて、後で問題にならないようにしっかり判例等も調べていただいて、大丈夫かどうかというのを僕らも法的にはよくわからないので、そういったことをクリアできれば一律何ぼというほうがみやすいんだろうと思いますけど。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほどのA3のこの資料、最終ページになりますけど、交通費、研究、研修費として使途基準と右側の参考がありますが、本来は政務活動の交通費については、ここにもあるように研究、研修費として日常的に何月何日どこそこに調査に行きましたっていう細かい毎日にわたるようなものを積み上げていくということもされてる方もいらっしゃるんですけど、基本は研究、研修費でどこかに研修に行ってそこに行くまでの交通費だったり、そこでの移動費だったりっていうことだと思っております。

今おっしゃるような3万円っていうのは、こういういわゆる研究、研修ではなくて、日常的な議員活動として市内を動くのでそれに必要な経費として、もう厄介だからキロ25円で何キロっていうような煩雑なことはしたくないのでまとめて最低金額でどうですかっていう話だと思います。だから、そこはしっかり分けて、このA3に載ってるように研究、研修費としての交通費ですよ、これは明らかに政務活動になるわけで、その費用っていうのはここにあるような具体例にあるような費用が出されるということで。

それから、その下に随分細かく対象にならない具体例というのがあって、要するにこの辺をちゃんと確認をした上でキロ25円で請求するっていうほうが、くくりで恐らく3万円よりもた

くさん出ている方も多いんでしょうけど、それは例えば私的に買い物をしましたとかということが入っちゃいけないようになると、そこまで厳密に言われるようになるとなかなか難しいので、やっぱり具体的に研修、研究のために行ったという大きな場合について請求するというほうが、私の理解ではすっきりするなど。だから、年3万円という形の請求というのは、こういうふうな方法を認めちゃうと何か余りすっきりしないなと思います。だから、ここに書いてあるような交通費の考え方っていうので進めたほうがすっきりするような気がしますがいかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員今言われたのは、以前も私がどういう認識しとったんかという、この3万円というのは市内の行動範囲の中で活動する燃料代という対象の話だったふうに理解しとる。それから、市外視察とか県外視察とか、そういうのはきちっとした使用対象がありますので、じゃからそれに従って今後もやっていけばいいんじゃないかというふうに。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） いや、この対象とならない具体例見てください。ほぼこれだと思うんです、市内を日常的に動くの。A3の一番最後のページ、1から6までありますけど、結局こういうことを議員活動としてされてるんだと思うんです。そうじゃないっていうのももちろんあるんでしょうけど、視察に行ったとか、吉井から赤坂に見に行った、これは視察だ、それはそうなんだけど。だから、そこの線引きは、逆に言うとそういうのを積み上げて月何万円って請求するような人が過去にいたわけで、それはいかがなものかという指摘があったんですけど、やっぱり私は、ここで分けていい悪いというふうに出してるこれに従ったほうがすっきりするんじゃないかなと思います。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） よろしい、ちょっと説明入れさせていただいていいですか。私も何人かのをを見せていただいたんですが、やはりちょっと議員としてちょっと醜いなという内容のものが多々あったんで、じゃから内容的には本人がこうじゃと言うて申告されるわけですから、それが事実か事実でないかというようなこともあるんで、やっぱりそういう面が解消されるような御意見がいただければというふうに思います。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 濟いませぬ。この交通費、岡山市の分です、研究、研修費という限定したような形の交通費でくぐられとんですけれども、例えば市民の方からこういうことで困とんですよと、だからちょっとこういうふうな行政をお願いをしていただけませんかというような話を聞くということも政務活動費ですよ、じゃなかったですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） そうです。

○委員（佐藤 武君） ですよ。だから、そういう意味で市議会議員ということでいろんな電話かかってきますし、それを聞いてあげるというのもやっぱり大きな役割だと思うんです。

それで、そしたらうちに来てください、事務所に来てくださいというわけにはいかないですから、そりゃもう、じゃあお伺いしますということで車で行くわけです。そしたら、何月何日どこからどこまで距離何キロ掛ける25円ということで請求する事務作業というか、それは確かにそういう作業をして申請をするのが一番望ましいとは思いますが、それをやる作業時間、効率性とかということを考えてなかなか厳しいかなと思うので、月にしたら3,000円を切ってしまうわけですから、その部分は皆さん動かされてると思いますので、私新人なのでわかりませんが、それくらいは許される金額かなということで年間3万円というのはいけるのではないかなとは思いますが。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 恐らく、全然他議員さんの政務活動の報告書を見たことないのでわからない、ほとんどの方が請求されてないだろうと。ただ、現実的には政務活動にお金も要る、そのためのサポートの政務活動費、政務活動費そのものを否定するんだったらもうやめればええ話なんですけど、そういう面でいえば今言われたように、私民間会社におりましたけど、民間会社でも営業してましたのでこういった交通費のあれはあるんですけど、やっぱりどうしても一律という形が世間的にもそんなに違和感はないんじゃないか、そりゃ高かったら別ですけど、最低限の費用をしますというのはいいいんじや。そいで、さっき委員長言われたみたいに、県外へ車で行了きましたというのとはまた別の話だろうと思う。

○委員長（下山哲司君） それはまた、その要綱があります。いろいろ御意見いただいと思いますが、前回の資料見ていただいてもわかるように、油代のことに関してというのは市内の中で活動する範囲のことですから、案としてきょう、そういうことで上げるか、それからもう1つ加えて今までの市外、県外の活動については今までのあれがありますので、今までどおりでいいんじゃないかというふうに私は思っておるところですが、皆さんの意見を、その辺を。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 先ほど、原田委員のほうからA3の、事務局のほうで作成してくれた資料を示していただいて、対象とならない具体例というところをお話してくださいましたけども、この対象にならない具体例というのは今議論している交通費に対しての内容ではないんです。これは、研究、研修費の概略的なところから対象とならないものをということで羅列いただいているもので、今議論している交通費云々というところがこのところと必ずしも一致するものではないというところがまず第1点、私、それ同感です。

そういう中で、今3万円ならば年間通じて、許してもいいんじゃないのかと、そのぐらいの活動はみんなしてるんじゃないかというのはそのとおりにかもしれませんが、3万円、月に3,000円、されど3,000円です。我々、行政に対して一点の曇りもないように行政をしてくださいと、公金を預かる責任を感じてくださいという監督、監視する立場にある者が、このぐらい

の範囲ならいいだろうということで、市民に対して説明もできないような3万円を我々が認めるということが果たして誠実なのかというところ。

今政務活動費を通じてですけども議論をしているというのは、どのように今の世情に合わせて我々議員活動というものをどのように見直していくのかというところのお話をしている中で、今回のこの3万円というのは拡大すると、政務活動費の利用を拡大するという議論のように思います。これは、今流れているその話の中からはちょっと内容が合わないんじゃないかなと。

私ずっと違和感をこの議論の中で感じていたのは、縮小したり見直していこうと、自分たちをもうちょっと厳しく政務活動費のほうを改めていこうという議論の中で、これだけ拡大をしていこうというその方向性が強く見えるものですから、感じてるのかなというふうに今ちょっと思ったりしてるんですけども、私の考えですけども、行政に厳しく公金の使い方、支出のあり方、そして行政の効果というものを求めている我々が、3万円だからいいじゃないかという論法というのは賛成できないなというふうに思います。

○委員長（下山哲司君） 他にはありませんか。

今の皆さんの御意見からいけば、なかなか難しいもんだというふうに私も理解はもともとしておるんですけど、一番解消しなければならないのは、市内で活動したという報告のキロ数、出発日にちのもので出されとった方が今まであったんで、それが余り内容的によろしくないなというふうに感じた中からのこの御意見だったというふうに思うんで、どういうふうに解消したらいいかということで3万円の話が出とったんですが、いろいろ御意見聞くとその3万円も難しいだろうという話のようにお聞きするんですけど、どういうふうに取りまとめさせてもらうといいでしょうか。まとめとしての意見をひとつお願いできたら、なかなか委員長として私自身もこの問題には前から迷つとる部分ですから。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） まとめて意見を言ってほしいということでありますので、私のほうから申し上げたいと思いますけども、今委員長おっしゃられたように、交通費というものを拡大して捉えて本来求められる交通費の請求とはちょっとかけ離れてるんじゃないのかなというような事例があって、それを解消するための議論が必要かということで3万円という枠をお示しくださったというのは、考え方として非常にあるのかなと思います。でも、それであれば3万円というところに限定せずに、解消するためにはどうすればいいのかというところの議論、疑義、嫌疑を生み出さないためにどうすればいいのかというところの議論というのはまた別途、今出てませんから、今までの議論の中で3万円ありきでお話来ましたんで、出てませんのでその観点でお話をするのであれば継続という形で、どうすればそういったものが防げるかというところを立ち上げていただいたらいいんじゃないかなと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私の意見ですが、私も3万円を網をかけて請求するのは基本的になじまないと考えています。さっき佐藤さんがおっしゃってた、個人から依頼があってそれに対していろいろやるっていうのは、これは政務活動じゃなくて議員活動だと私は思ってるんです。例えば、いろんな政治家だとか弁護士を紹介するとか、この地域のこの問題について相談したいとかっていうのは、一議員としてあなたに聞きたいと思われてるから電話が来るんであって、それをやるのが議会の政務活動につながるには余り思わない、その辺は線引き難しいですけど。

私のイメージは、このA3の中の真ん中の対象となる例プラスその下のところはもちろんこの前提なんですけど、例えば何とかの研修会がありましたっていうのに行くのは当然はつきり誰もがわかるわけです、その日にあったということが。だから、そういったものに対して交通費が伴うわけで、例えば吉井から山陽まで来たときのそういうものをきちっと請求されればいいわけですから、誰もがわかる調査研究にかかわるものだというのがわかるところの交通費っていうので請求されるっていうふうに、もうこれは厄介だろうが何だろうが請求しようと思うんならそういうものをしましようという、その辺のくくりで十分対応が、おかしなことをもしされるようでしたら何月何日にどこへ行って何をしたのか証明してくださいって言うしかないわけだから、証明ができるものは請求してくださいというふうにすれば一言で済むと私は思っています。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 濟いません。政務活動の認識が異なるとはいけないので、濟いません局長、振ったらいけません。政務活動の認識をやっぱりある程度共通認識として持っていたかないと議論のしようがないので、できるなら言っていただければと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） それはちょっと難しいじゃろうな。

○議会事務局長（奥田吉男君） 次回また。

○委員（佐藤 武君） 次回に。だって、そこが違ったら全然もう議論ができないですから。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員、局長にお聞きするのは、よそであった参考意見を出してくれと言われるんならいいんですけど、局長の意見を聞くというのはちょっと問題があると思うんで。

○委員（原田素代君） 委員長、濟いません。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 補足すると、だから私が言いたかったのは明らかな研修会やら明らかな勉強になるものに行くことが交通費として発生しますよと、そういうふうにここで申し合わせをすれば、例えば個人的に誰かに頼まれてこういうことをしましたっていうのは証明できるんならそれでいいと思うんです。だから、基本的には証明できる場に行くと、それでかかった

費用というのを請求されるっていうふうにしたらどうですかっていうのが提案なんです。

○副委員長（治徳義明君） はい、済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） さっき、佐藤さんが言われたその認識というのは重要で、例えば学者によってはチラシそのものがもう政務活動ではありませんと言い切る学者もたくさん、内容があれでも、それは議員のPRでしょみたいな認識を持たれとる学者もたくさんいらっしゃるんで、ある程度一定の、佐藤さん言われたのはもう一度ちょっと確認したほうがいいかもしれません。そういう話です。

○委員長（下山哲司君） そこまで広げるととても収拾がつかなくなるんで、現実的に今赤磐市議会で起きてこれが問題だなと、先行き問題になるだろうなという内容ぐらいでやらせていただかんと、学者さんの意見を取り入れたりそういう話をしようすると、学者さんというたら5人おったら5人意見が違うという学者さんもおられるんで。

○委員（佐藤 武君） 委員長、済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 広げたらいけない、まとまりができないというのはわかるんですけども、やっぱり基本的な認識というのは確認しとかないと難しいかなと思うんです。そういう意味で申し上げたわけで、私も政務活動とは何やらというのは改めて勉強したいと思いますけれども、委員の皆さんもぜひ再確認をしていただきたいと、私が言うせりふじゃありませんけど、よろしくお願いします。

○委員長（下山哲司君） 私も政務活動という定義の本をあちこち見るんですけど、書いた人によって皆違うんです。じゃから、その辺はやっぱり赤磐市議会議員として常識の範囲で理解していただくことでやらせていただかんと、この本にはこう書いてあってこの本にはこう、じゃから判例は問題があったことに対してだけの判例ですから、じゃからそういう考え方ですれば、これから起きる問題に対して起きんようにしましようという話をしようるわけですから、そういうふうに御理解いただいてやるということではどんなでしょうか。

とりあえずは時間も進みましたので、もう一考次の4回目までに考えを皆さんまとめていただいといて、そいで最終的ということではどんなでしょうか、先延ばしするようですが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） そういうことで、ほいじゃあお願いいたします。

先ほど、交通費の前に一言言うてくれた領収書の件で、領収書としての問題はきちんとした体裁をしたもののみを認めるとこういうことで全員一致でしたんですが、先ほど確認の中に言わせてもろうた使用した日にちと払うた日にちというのがあるので、その辺が私お聞きしたら、私の見解が違うとったんかもしれないんです。というのが、3月いっぱいを使うとって4月に支払い証明書をもろうたらいいんですよということで、僕は今そうさせていただきよんで

す。というのが、4月1日から3月31日の場合に領収書が出ないんです、31日で。支払い証明書で4月にもらってくれたらいいということで事務局に確認しまして、そういう方向で私もやらせてもらよんで、そのことがちょっと言い漏らしとったんで、そういうことで全員一致のところに足してください。

○委員（原田素代君） ついでに。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私もそういう指導を受けました。4月以降に視察研修に行くのに飛行機は2カ月前にとってるわけです。そうすると、そのときは研修費のほうに4月以降の交通費入れてくださいと、領収書は前年度になってるけど行くのがそのときならというふうに言われましたから、だから実質4月1日以降の事業についての領収書になるというふうに理解していいと思っていいですよ。そういうことがあったらの話。

○委員長（下山哲司君） 先ほど言うたときに、消耗品のときに、消耗品はその月々でなかったらだめですよという、期間内でなかったらというのがあったんで、それとちょっと対照的なんで、その辺の認識を皆さん同じ認識を持っていただいとかと全員一致だったという話になりませんので、この確認だけ御理解をいただいとくようにお願いします。それだけです。

じゃあ、次進ませていただきます。

次は、報告会。いろいろな御意見をいただいとんですが、一番に問題になるのは時期もそうなんですが、方法についてと、こういうことでいろんな御意見をいただいとります。いただいた後に帰って私も私なりに考えてみたんですが、テーマをつくって各団体と、赤磐市に関係する団体です、商工会とか婦人会とかそういう例えの話ですけど、団体とやるとかというように話もいいんじゃないかなというふうに思ったんで、今までの報告会をがらっと変えるような案を最終的に決めていただけたら案外いいのができるんじゃないかなと。報告会じゃなしに意見交換会になるんじゃないかなと思いますが、そういうふうに。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 報告会、議会基本条例に基づいて行うことになっているんですが、私も原田委員の指摘を受けるまで違った認識を持っていたんですけども、原田委員が御指摘、前回くださったのを受けてもう1回基本条例を読み直しましたら、確かに市民の意見を聞くことということが明示されておりまして、それを議会報告会と呼ぶんだという形になってますから、従来今までとっておりました議会報告会というのはあくまで議会の中で行われた議論であるとか、決議されたものであるとか、議事録で確認できる範囲、公のもの、オフィシャルなもの、これを一方的にお伝えして以上終了という形をとっておりましたので、議会基本条例に正確に照らし合わせたときには、ちょっと今までのやり方っていうのは間違いがあったのかなというところで認識しなければいけなくて、今後やることについてはその認識に基づいて改めていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私自身は思っております。皆さんはどん

な御意見なのかあれですけど、私は読み返してみましてそんなふうに思いました。

○委員長（下山哲司君） 今佐々木委員が言われたように、そういうふうに私も認識しとんで、実際はそうなんです、最初に報告をある程度選んでして、それに対しての意見をお聞きするというように今までやってきとると思うんです。ですから、全く聞きとらねえ話じゃ、こっちのほうにせえというて言われるようなこともあったんで、それだったら最初からそういう結果が、いい結果が出るような報告会にしたらいんじゃないかという考えでここで協議をしていただけたらというふうに思っておるところです。

○委員（原田素代君） あの。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この間ずっとよその例を意識的に見てきましたが、やはりうまくいっているところは、さっきも言ったように住民が言いたいことをきちっと受けとめられる企画になってるかどうかだっているのは、これはもうはっきりしてることだと思うんです。

もう1つは、テーマを絞らないとなかなかかいろいろあるんだけど、回数だと思うんです、もう1つは。だから、年に1回やればそれは無理があるんです、どうしても。だから、できれば年に2回とか、3回まではすぐにはいかないにしても前期、後期ぐらいに、上期、下期ぐらいにやれば少しは住民の皆さんの思いも大体その上半期、下半期の中で思うことが語られるだろうし、1年間のものを一遍に全てやること自身がやっぱり無理はあるだろう、だから回数の問題。

それから、やっぱり住民が語りたことをきちっと受けとめられる場で、だから答えができなくてもいいわけです。それは宿題で持って帰ってまた別にやりますということでもいいわけで、とにかく本当に議会が開かれたなって見せる化することが私たちは求められてるんだと思っていて、見えるような議会、開かれた議会だと見えるようにするためにも、できれば1回と言わず2回ぐらいから始めて。

それから、私は、ここの方法についてのとこの黒丸の2つ目の裾野市の例が出てますけど、この方法っていうのは大変有効だと思ってます。私もこういう会議のやり方を学んだことがあるんですが、やはりばっとなる中だと一部の強い意見の人しかしゃべれないので、大体五、六人ぐらいの小さいテーブルでそこで皆さん一通り意見を言ってもらうような形で、それを最後に誰か代表を決めておいて全体で、このテーブルではこういう議論がありましたって共有化する。そうすると参加した意識がすごく高まるんだそうです、参加者の、会議のやり方のテクニックなんですけど。そうすることがもっと市民の方も積極的になってくださるのだろうというふうに思っているんで、回数の問題と、それからやり方としてはこのワークショップ形式のやり方っていうのはぜひやってみたらどうかと。

だから、私たちが何か物すごい緊張して責められたりとか、答えを出せ、おまえは知らないのかなどというようなことには普通ならないので、なったとしても、わかりました、それはじ

やあ次回までにやりますでいいのだと思って挑めば、お互いが楽だと思えます。だから、こちらがばちっとした報告書を過去はつくってきたわけですけど、それはもう議会だよりを上半期分を持って、ここにこう書いてありますよぐらいの準備でよくて、後はとにかく参加者の語りを聞いてそれをやりとりするっていう方法をぜひ一度したいと私は願っております。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 私は、今下山委員長が言われた意見交換をするのであればテーマを絞って、そういった各種団体とかそういったところから初めていくんですが、私も何回か出させていただいて市政全般の報告でというのが無理があるんだろうなとは、それに対する極端な意見も正直出てきますし、そういった中で市政全体よりもテーマを絞ってやっていけば、そうすれば班を決めなくても例えば3つの常任委員会でも、やり方はまた別のあれなんでしょうけども、できる可能性もあるので、そういったことも含めてちょっと検討すべきだろうと。ぜひテーマを絞ったやり方をやるべきだろうと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 治徳委員の、もう一度確認したいんですけど、テーマを絞るっていうと当然どこかの委員会の議案になっちゃいやすと普通思うんですけど、そういうテーマではないのですか。どういうイメージでテーマとおっしゃってるんですか。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 例えば、農業の鳥獣被害だとか、新規就農者の方との意見、一般に募集すればいいんですよ。ただそういった団体にも声をかけてというふうな、ほんなら建設的な議論が出てくるのではないかな、例えば介護の関係のとか、子育てとか、そういう意味を含め。

私、最初に新見市の議会報告会、つくるときに見学に行きましたけど、やっぱりテーマを絞られてました。それは少し少子・高齢化とかというテーマでしたけど、ちょっと大ざっぱなテーマでしたけど、もう少し絞っても、少子・高齢化だとか大きなテーマでも構わないんですけど、市全体にかかわるテーマでも構わないんで、もう少し絞ってもいいのかなと、その辺の議論が分かれるんでしょうけども、はい、済いません、そういうことで。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 済いません。非常に建設的な中身の議論が出てるんですが、たしかどういった内容にするかっていうのは議会報告会、班長会議とかというこの議会基本条例以外のところで会をつくる話に前回までなってたと思うんです。その会をつくらずに、この中でお話をもうしていくという話であればこのまま進めてもいいと思うんですけど、そうじゃなくて別途会をつかってその中で中身をやるんだっていう話であれば、ここに書いてあるとおりの時期はどうするかとか、やるのかやらないのかというところを話進めていただいた方が役割分

担がきっちりできていいんじゃないかなと思ったり、委員長、するんですが、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） それ、基本的な考え方だと思うんですが、一番最初である程度の案をつくってこれで班長会議にどうでしょうかという話に持っていったらというふうに思ってたので、それで皆さんに御意見をお聞きしよんで、そういうふうに御理解いただけたらと思うんです。班をつくってほんなら皆さんしてくださいというわけには、恐らくいかなのじゃろうと。今までの結果がよくて、いいから同じのをまたやれ言ようられるんでしたらそれでいいと思うんですが、批判のほうが多かったように受け取ってとんで、それではちょっと情けないと。

きょう時間がちょっと予定よりオーバーしとんで、もう少しでしまわさせていただきたいという、後の予定もあるので思いますので。この報告会については、ここへお示した前回の御意見なんですが、それを踏まえた中で、今の鳥獣被害なんかというのは鳥獣関係のあれの方が集まって毎年やとられるんです。ですから、ちょっと考えていただけたら思うのは、商工会さんの関係の方と議会の意見交換なんか全くないわけです、12年間。だから、そういうことができるんならそういうほうがいいと。それから、いろんな、これは例ですけどボランティアの団体でやりようられる方と意見交換会をするとか、そういうことは全く今まで赤磐市議会としてできてなかったんで、次の会議までにそういうことを踏まえて、前回の内容では内容的に無理があったり内容がなかったりするんで、もう1回御意見を帰って考えていただいて、次の会議でいただくということで閉めさせていただいたらどんなでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今委員長おっしゃったのは議会基本条例にうたってるんです。各専門分野もしくは市民の代表と議会は意見交換をするっていうのが基本条例にはうたってあるんです。だから、議会報告会の中でそれをやるというのではなくて、それは議会としてやるべきなんです、おっしゃるように、だからそれぞれの分野ごとで。だから、議会報告はそうじゃないんです。あくまで1年間の中のこの部分を区切って、この部分の中で住民の方の御意見を聞くっていうのがうたってなので、それはまた別のやらなければならない基本条例にうたってますので、そこは別に考えた方がいいと思います。だから、テーマを絞るっていうのはそういう意味じゃない、別の意味でそのほうがいいという御意見があればそれでもいいと思いますが、とにかく住民の参加型の議会報告会にするっていう一つのコンセプトを考えています。

○副委員長（治徳義明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 今言うた、要は何回かやってみて市政全般3月議会から12月議会までの全てを報告して、そういった形の報告会は少なくともちょっと無理があるということがわかったので、テーマを少し絞ったほうがいいんじゃないでしょうかというような……。

○委員長（下山哲司君） 今の意見に対してなんですけど、原田委員言われたようにほんなら

基本条例で皆決まっとるからそれが全てできるかというもんでもないんで。

○委員（原田素代君） しなきゃいけないんですよ。

○委員長（下山哲司君） しなきゃいけないんですけど、なかなかそこまで……。

○委員（原田素代君） じゃあまた読んでください。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 濟いません。やらなければならないというのは何条になるんですか、第6条。

○委員（原田素代君） ちょっとごめん、私今手元に……。報告会ではなくて……。

○委員（佐藤 武君） 議会報告会。

○委員（原田素代君） 報告会の部分じゃないところにあるんです。局長今あります。

○委員（佐藤 武君） 議会報告会を年1回以上行うものとするということで……。

○委員（原田素代君） いや、そこじゃないんです。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 原田委員さんが言われる部分は議会報告会の前に市民参加及び情報公開第5条という部分があります。この中には、情報提供をするよという部分と、市民との意見交換の場を設けて議員として政策立案の能力をそれによって強化していこうという形、政策提案のもととして市民等の意見を聞こうということが6号まで書いてあります。

○委員（原田素代君） 招集するっていうことですよ、住民が。

○議会事務局長（奥田吉男君） 招集するのもその形の一つだと思うんです。その後に議会報告会として第6条を設けてあるんです。この内容は広報活動の一環として報告会という形になります。だから、あくまでも議会の報告、広報活動のためにするよと、だけどその際に市民と議員が自由に情報交換して意見を交換するという項目も入っとるので、全く外れではないかと思えます。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） だから、やらなければならないという規定ではないと私は認識したんですけども、それで……。

○委員（原田素代君） どっち、報告会。

○委員（佐藤 武君） うん。

○委員長（下山哲司君） いやいや、それは今も言うたように、決めたことが全部できるとは限らんとするたのは、するという前提でつくっとるわけなんで、じゃから……。

○委員（佐藤 武君） するとしなければならないは違いますから……。いや、そうですよ。

行うものとするとならなければならぬは違いますから。

○委員長（下山哲司君） だから、行いますというのは広いわけですが、くくりが。

○委員（佐藤 武君） 行うものとするだから……。

○委員長（下山哲司君） じゃから、原田君が言うのも佐藤委員が言われるのも全部含めた分が行うものとするというふうにとれるんで、岡崎議員に文言の解釈を聞けばそういうふうと言われた。つくった委員長さんが言われたんで、だからそういうふうには前は前の人に聞かずにやわからんので。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 条例ですから、条例というのは物事を決めてそれに向けて進むわけです。だから、条例の中にせねばならないという文言がないじゃないかというよりも、条例で議会報告を年に1回以上することとするということは、これはもう決めたことなんです。だから、しなくてもいいじゃないかという解釈は普通ないんです。

○委員長（下山哲司君） のはだめなんです。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 議会報告会の実施要綱を定めております。これは平成25年10月30日、議会基本条例を受けてどういうふうに議会報告会をするかということの詳細を決めております。この中には、年に1回中学校単位で1回以上するよということを決めております。実施についてはこの要綱に基づいて実施をするようになっております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 今局長からあったようになってくるんですが、選挙があるということをお前提で今の延期のような形になつて、どうしてもここではどういう方向に、変えるか変えないかは別として、必ずこの年度にやらなきゃならないというふうには私は認識しておりますので、そういうふうな考え方で、きょう恐らくこれからちょっと無理なんで、4回目までに皆さんのこういなんがいいんじゃないかという案を考えてきていただくということで、この件は閉めさせ……。

佐々木委員、どう。

○副議長（佐々木雄司君） ある程度の外郭的なところを決めておかないと次の班長会議に送ることが難しいのでという話だったものですから、私のほうから1点外郭的なところでお話しさせていただきたいんですが、ワークショップ、非常に私も有効だと思います。何度かいろいろなセミナーとかいろいろなところに行かせていただいて、このワークショップというものを体験させていただいて、本当に参加型でいいなと思います。

ですから、うちもこのワークショップというような形をぜひ取り入れたらというふうに思う

んですが、そうなった場合に、今までこの議会報告というものは報告するんだというところに基づいて各常任委員会から2名ずつ各班に割り振っていたということなんです。そういった、報告をするんだという方向から市民と対話していくんだという話になった場合、各常任委員会から2名ずつその班に割り振るってというような形も見直してもいいのかもしれないという、そっちのほうで網羅性は非常に高くなるのかもしれませんが、報告というところから離れるのでありましたら、必ずしもそのところに執着というか、固執する必要はないのかなというふうに思ったりするんで、そこら辺もぜひ次回検討の材料にさせていただいたらいいなと思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、対象団体については幾らか勉強して絞って案を出させていただくということでどんなでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことで次の4回目で協議をお願いするというところでお願いいたします。

それでは、その他についてでございます。

一番に相談しとかないけんんだんですが、この政務活動費の適用時期というものが、元来こういうものが決まればさかのぼって4月1日からと、こういうのが元来の今までのあれなんで、来年30年からじゃなしに4月1日にさかのぼってやらせていただくということで決定させてもろうてもよろしいですか、皆さんの御意見として、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、29年4月1日からへさかのぼって適用するというところで決定させていただきますので。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 4月1日、新人の場合は4月17日から任期がスタートなんですけれども、当然それからということでいいんですね。

○委員長（下山哲司君） それから結構です。それまでは活動ないわけですから。済みません。それじゃあそういうことでよろしいですか。

それでは、もう1件その他で、前回その他がありました。オンブズマンの勉強会の意見を聞くのはどんなのかと、こういうことでございますが、ちょっとまだ精査できておりませんので。次の4回目に回させていただきますと。

それから、質問2つ目に、勉強会についての2つ目です、改選のたびに新しい議員さんを交えて基本条例について理解を深める学習会をするといううったてがあったと、こういうことなんですが、私もその辺が理解できておりませんので、そのときも岡大の名誉教授の小畑隆資さんですか。

○委員（原田素代君） 小畑。

○委員長（下山哲司君） 勉強会をこういうことで、それもまだちょっと精査できておりませんので、その件も4回目に持ち越させていただきます。

それから、これははっきりしとんですが、視察の件については議運と、私は一緒に合同でということでもいいというふうに理解しとったんですが、北川議員のほうから議運の中でそりゃおかしかりょうかと、こういう話を聞いたんで、議運の中にここのメンバーが2人しか重なってないんで、こちらの委員会のほうから議運に申し入れして2人を参加させていただくということでも理解をここでいただけたらと思うんですが、よろしいですか、それで。光成委員と実盛委員なんで、そういう形のことで申し入れを議長のほうへして正式にということでもやらせていただいてもいいですか。前は一緒にと、こういうことになってたんですけど、そういうお話があったんでできるだけ角の立たないようにということで、同じ勉強するのに思いますのでそういうことでやらせていただいてもいいですか。

○委員（実盛祥五君） はい、お願いします。

○委員長（下山哲司君） 光成委員と実盛委員が了解していただかやいけんので、ほかの人は同じ立場ですからいいんですけど。じゃあそういうことでやらせていただくということ。

○委員（実盛祥五君） はい、お願いします。

○委員長（下山哲司君） それから、基本条例11条、前回の政策討論会について必要があるんじゃないかという御意見でございまして、それもちょうと精査できておりませんので4回目まで持ち越させていただきますということでもよろしくをお願いします。

きょうはこれでしまわせてもらいたいんですが。

○委員（原田素代君） 最後に。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） その他で今委員長おっしゃったように精査してないということなのでそれ以上言ってもあれですが、議会基本条例をつくった時点でその議論をかなりしまして、とにかく絵に描いた餅にしないように運用しましょうということで、最低4年に1回改選のときには私たち自身の理解も、さっき言ったように第何条に何があるかってことも含めて私たちも常にわかっていなきやいけないことですので、そういう近場で先生がいらっしゃるから、私は議長と委員長のほうで日程の調整さえできればすぐにお呼びできると思うんです。せっかく議会報告会の前に私はこの基本条例に基づいてやる議会報告会の意味とかを含めてそういう専門の方からの講演を受けるっていうのはとても重要だと思うので、できれば次までに議長と日程調整で、全協のような場であればそこでもいいですし、日にちを改めて持てるんなら持って、私は少しでも早く勉強会を一応基本条例でうたってますのでお願いしたいと思っています。よろしくをお願いします。

○委員長（下山哲司君） それでは、その件はそういうことで次回に。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） もう1つは倫理規程の第18条に別途に定めるべきだと思うと、こういう意見がございましたんですが、それもきょうまでによく用意してませんので、また次に持ち越させていただくということで。

それでは、長時間……。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私のほうから2点ほどございます。

1つは、今回皆さんも新聞紙面などでごらんになられたと思いますが、市役所のほうで今回新しく人事異動が何か施されたようであります。私が言うまでもなく、市役所の人事のことにしましては、これは市役所内の専管事項ですから我々議会がという話ではありませんけども、今回のお話というのは組織が変わるお話でありました。人事が異動に伴いまして組織が変わるという話、新しく新設されて大きく組織が変わると、市役所のフォーメーションが変わるという話、これについて何ら説明もなく、所管する委員会があったにもかかわらず、その近いところであったにもかかわらずそういったような話もなく、いきなりこういったようなものが我々議会議員としては新聞紙面で知ると、マスコミを通じて知るっていうことであります。

これについて市役所の姿勢としましては、議会と市役所というのは、行政というのは両輪なんだと繰り返し言うてくれるわけでありまして、両輪の意味をどういったぐあいに捉えていただいているのかわかりませんが、余り頼りにされていないなというようなところが見えるところが非常に多くあるわけです。今回のこのマスコミの話にしてもそうなのかなと、そのほかいろいろ過去過去にもあったわけでありまして、散見されるというか散発もするわけです。

そこで、一つ議会基本条例の中で私のほうから皆さんに御提案なんです、定例議会のたびに議会だよりを出します。議会だよりの中で後述という形で振りかえるという形で議長のコメントを紙面に載せられるようなところ、そういったようなことをつくりだせないかなと、あるいは議場の中で、これ議運のほうにまた諮って検討していただかなければいけない部分もあるかと思っておりますけども、議場で最後に議長に、総括ではないのですが何か最後に一言言えるような場所をつくってもらおうとか、というような形がもしとれるのであれば、賛否両論あると思っておりますけども、今回市役所のほうが両輪だと言いながら両輪でなかったようなものに関しましては苦言を議場を通じて申し上げると、あるいは紙面を通じてこういったようなことがあるんですよということを多く市民にお知らせすることができるというような利点もあるわけです。ですんで、このことについてひとつ御議論を皆様の中で基本条例の範囲でしていただけたらというふうをお願いをしたいと思います。

もう一点なんです、きょうの議会基本条例というものを通して見させていただいて、皆様もお感じになられたと思うんですが、地方自治法含め関係する法令、地方財政法、いろいろ総務省の局長通達から課長通達、いろいろなものが我々関連する関係法令というものがあるんで

すが、実はその法令知識というものが余りなくて、概略的なところとか知るべく有名なところというのは理解してるんですが、細部にわたってそれがどういう法律のぶら下がりになってるのか、法律の構成要件は何であるのかというところにまで至ると、全くの素人と言ってもいいようなところ、残念ながらあるんじゃないかなと思うんです。

しかしながら、我々が相手にしております市役所というのはプロパーで法律にのっとっているようなことをやっているというところもあるので、我々議員自体が法務経験といいますか、法務的な強化というところに努めなければいけない。先ほど言いました議会基本条例の中にも政策立案能力を高めなさいよというところを書かれているわけですから、その部分をもうちょっと明確にして、法務強化に努めようというような文言を1つ加えてもいいんじゃないかなというふうに思ったりしました。そうしたらこの中で議論というものも非常に高まりますし、我々が市役所と向き合う中で法的な解釈で迷った場合、事務局に法務担当という者がいてくれればすぐその場でサポートを受けることができるという利点も生み出すようなことも将来的にはできるのかなというふうに思ったりして、この2点すぐに皆さんに答えを出してくださいということでもございませんので、ぜひ皆さんちょっと御検討いただければと思います。

補足させていただきますと、議会事務局6名まで人員が保つことができるそうですが、現在5名ということで1名その法務担当という者をお雇いするということはできる、そういうような今体制になっているそうであります。

以上、済いません、御検討くださいますようお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。

今お話あったんですが、議会基本条例、これ委員会は議員の縛りの委員会でございますので、執行部との関係になりますと議運のほうになりますので、皆さんお聞きくださって結構ですが、内容としましてはまた議運のほうで恐らく議長からでもお話があると思いますので、そういう方向で考えさせていただきますので、今の話は一応参考でお聞きしたということにとどめさせていただきますと思います。この基本条例の委員会の中ではそういう扱いはできませんので、そういうことで御理解をお願いしたいと。

それでは、大変長くなって申しわけありません。これできょうのところはお開きとさせていただきますので、大変御苦労さまでした。

午後0時48分 閉会